

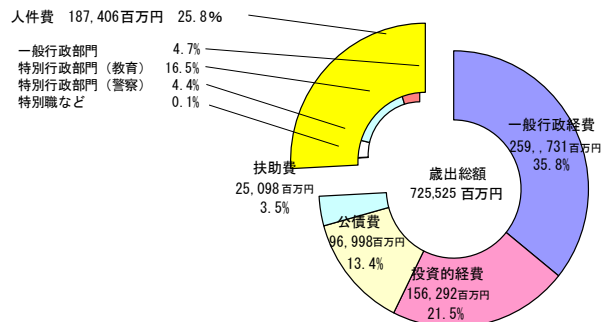
2 職員の給与

2-1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 1,274,371	千円 725,525,376	千円 1,137,101	千円 187,406,056	% 25.8	% 23.6

県支出に占める人件費の割合

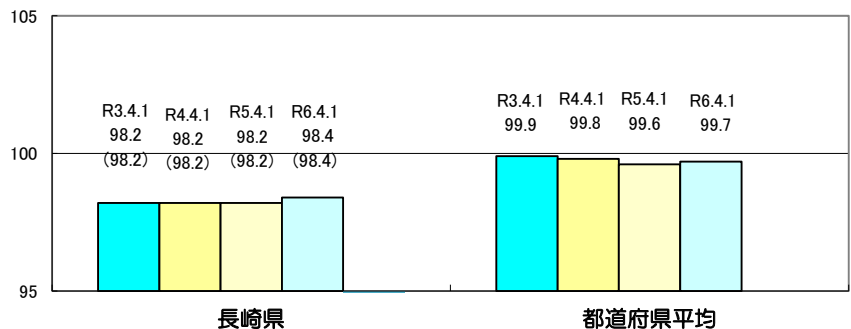


(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費(R5)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 20,057	千円 81,957,867	千円 15,353,595	千円 34,334,616	千円 131,646,078	千円 6,564	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
2 職員数は令和7年4月1日の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出しております。)
3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和6年度	円 377,855	円 367,578	10,277円 (2.80%)	% 2.80	% 2.80	% 2.76

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数*	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 ☒ 実施 ☐ 未実施 】

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。ただし、1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準3%に対し、長崎県においても3%を支給。その他の地域についても国と同様の見直しを実施。

(実施時期)

平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

55歳を超える職員は平成27年度より原則昇給停止としている。

2-2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎県(R7)	42.7 歳	326,774 円	397,226 円	358,466 円
国(R6)	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均(R6)	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					県 内 民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長崎県(R7)	58.4 歳	108 人	329,535 円	366,597 円	345,354 円	—	—	—	—
うち守衛	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	警備員	55.8 歳	218,600 円	—
うち監視員	57.5 歳	20 人	318,775 円	353,065 円	338,949 円	—	—	—	1.62
うち用務員	55.6 歳	1 人	355,500 円	373,348 円	365,670 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.53
うち運転士	57.4 歳	34 人	345,509 円	400,322 円	362,840 円	運転士	57.2 歳	188,000 円	2.13
うちその他	52.5 歳	53 人	322,210 円	349,572 円	335,641 円	—	—	—	—
国(R6)	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
都道府県平均(R6)	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	県内民間 (D)	C/D
長 崎 県	6,066,045 円	—	—
うち守衛	— 円	2,820,400 円	—
うち監視員	5,974,140 円	—	2.12
うち用務員	6,380,002 円	3,297,300 円	1.93
うち運転士	6,508,695 円	2,367,000 円	2.75

※県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです(令和3~令和5年の3ヶ年平均)。

なお、用務員の民間データは、全国データとなります。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間データには日雇い労働者等のデータを含むなど、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「県内民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(R7)	45.8 歳	381,480 円	435,067 円
都道府県平均(R6)	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(R7)	44.8 歳	370,645 円	416,956 円
都道府県平均(R6)	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎県(R7)	39.1 歳	340,651 円	457,735 円	370,461 円
国(R6)	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均(R6)	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(二時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒 220,000 円	220,000 円
	高 校 卒 188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒 185,400 円	—
	中 学 卒 171,300 円	—
高等学校教育職	大 学 卒 246,300 円	—
	短 大 卒 222,200 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒 246,300 円	—
	短 大 卒 225,500 円	—
警察職	大 学 卒 248,800 円	255,200 円
	高 校 卒 216,400 円	216,400 円

- (注) 1 初任給の額は、新規卒で採用された場合の月額です。
2 技能労務職の中学卒の額は、職種によって初任給が違いため平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 284,803 円	363,218 円	384,695 円	404,653 円
	高 校 卒 255,400 円	324,189 円	362,800 円	381,444 円
技能労務職	高 校 卒 —	—	—	345,100 円
	中 学 卒 —	—	—	334,800 円
高等学校教育職	大 学 卒 331,801 円	395,791 円	419,691 円	438,875 円
	短 大 卒 —	377,312 円	397,767 円	421,465 円
小・中学校教育職	大 学 卒 297,689 円	384,927 円	415,319 円	422,604 円
	高 校 卒 284,053 円	354,885 円	396,200 円	403,876 円

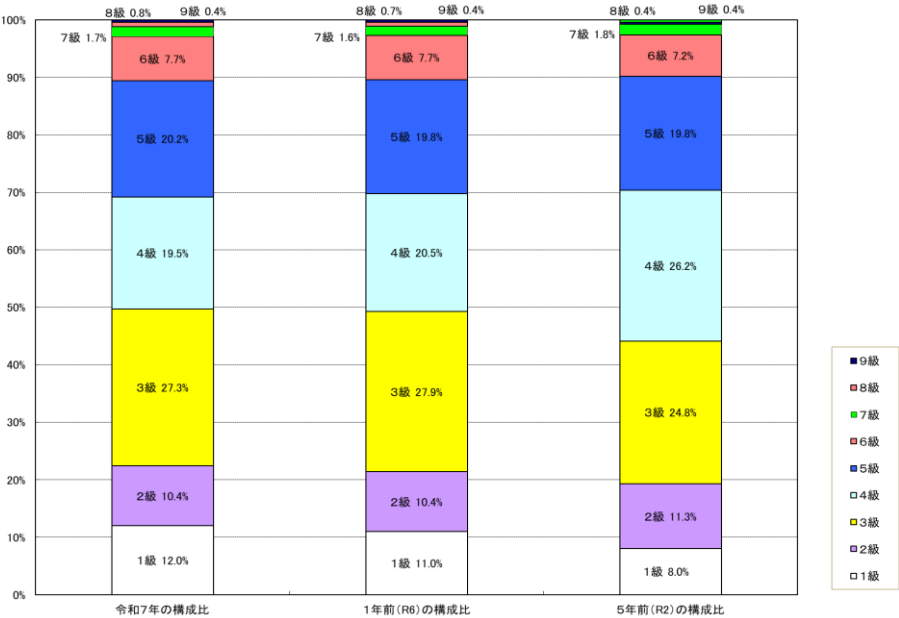
- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

2-3 一般行政職の級別職員数等の状況

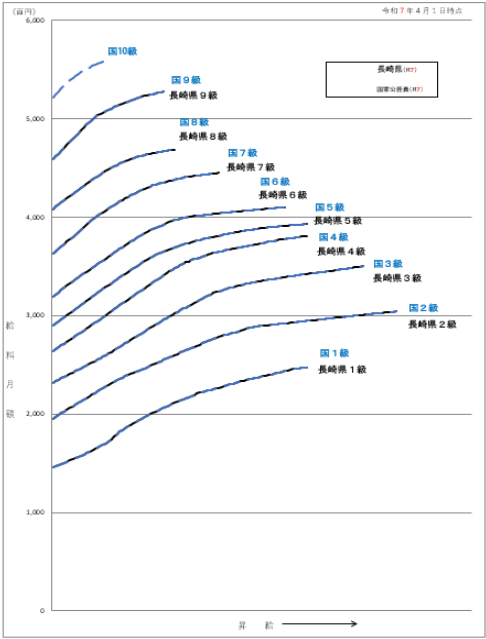
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長(困難)	17人	0.4%	510,200円	540,900円
8級	部長 次長(困難)	32人	0.8%	458,300円	488,500円
7級	次長 課長(困難)	68人	1.7%	408,300円	450,900円
6級	課長	310人	7.7%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐	817人	20.2%	321,300円	398,200円
4級	課長補佐 係長	785人	19.5%	298,800円	386,100円
3級	係長 主査、主任主事、主任技師	1,102人	27.3%	265,300円	354,700円
2級	主事、技師	420人	10.4%	230,000円	308,500円
1級	主事、技師	484人	12.0%	183,500円	258,100円
計		4,035人	100.0%		

(注) 1 長崎県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(知事部局)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

2-4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 崎 県	国
1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,712 千円	—
〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(知事部局)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

長 崎 県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 1,677 千円 18,360 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	884,670 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	131,902 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都(特別区)	20 %	35 人	20 %
大阪市	16 %	5 人	16 %
福岡市	9 %	6 人	9 %
長崎市	2 %	6,647 人	2 %
医師・歯科医師	16 %	21 人	16 %
平均支給割合	2.2 %	—	3.1 %

(注) 1 医師・歯科医師については、支給対象地域の区分にかかわらず、支給率16%です。
2 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。
3 職員数には再任用職員(短時間勤務)は含んでいません。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

国 国に準ずる手当…国が特殊勤務手当を措置している勤務と同様であるもの

交 交付税算入手当…交付税措置がされている手当

他 その他 …上記以外のもの

支給実績(令和6年度決算)	908,727 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	121,293 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	37.4 %
手当の種類(手当数)	38

□一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染の危険がある作業等に 従事する職員	国 感染症の病原体等に感染の 危険がある作業、検査、 在宅結核患者の療養指導等	725千円	日額 290円 (条例で定める感染症について は380円) 月額 6,000円 ※特例措置として新型コロナウイルス 感染症関連業務については日額3,000円(規則で定める業 務については4,000円)→R5.7.7 廃止
ダム管理手当	ダム等の管理に従事する職員	国 洪水警戒体制時における ダム等の管理の業務	26千円	日額 350円
夜間看護手当	こども医療福祉センターに 勤務する看護師等	国 正規の勤務時間の一部 又は全部が深夜(午後 10時～午前5時)におい て行われた看護等の業務	5,854千円	深夜の全部 1回 7,300円 4時間以上 1回 3,550円 2～4時間 1回 3,100円 2時間未満 1回 2,150円
特殊現場作業手当	特殊現場において作業に従事 する職員	国 地上又は水面上10 ^{メートル} 以上 の足場の不安定な箇所にお ける工事の監督、測量、 検査等	274千円	日額 230円
		他 水面下4 ^{メートル} 以上、地下2 ^{メートル} 以上の深所における工事 の監督、測量、検査等		日額 230円
		国 トンネル坑内における工 事の監督、測量、検査等		日額 560円
		国 仁田峠循環自動車道路に おける除雪、凍結防止、 落石防止または落石除去 の作業		日額 230円
		国 交通を遮断することなく 行う道路上における工事 の監督、測量、検査等		日額 230円 (深夜 345円)
有害物取扱手当	毒物・劇物等を使用する 作業等に従事する職員	国 毒物・劇物を用いて、試 験研究・検査のため化学 分析作業又は農作物・森 林の病害虫防除のための 有害農薬の製剤、散布、 実施指導作業	300千円	日額 290円
漁業取締手当	漁業取締業務に従事する職員	国 漁業取締の実施にあたっ て緊急出動、巡視、追跡、 立入検査、検挙、取り調 べ等	1千円	日額 500円
航空手当	航空機に搭乗して業務に従 事する職員	国 航空機に搭乗し、業務取 締、漁業に関する調査、 消防防災業務に従事した とき	53千円	1時間 1,900円
公共用地取得 業務手当	公共用地取得等に従事する 職員	国 公共事業の施行に伴う用 地取得・物件移転等に関 し、困難な交渉を伴う調査、 測量、買収、補償	4,986千円	日額 1,000円 (夜間 1,500円)
放射線取扱手当	放射線照射作業等に従事す る職員	国 放射線照射作業及びその 補助作業等	155千円	日額 230円 月額 9,000円

災害応急作業等 手当	災害応急作業等に従事する 職員	国	噴火災害による避難勧告 地域又は警戒区域に入域 し、災害状況の調査等の 作業	19千円	巡回監視 日額 710円(夜間 1,065円) 応急作業等 日額 1,080円(夜間 1,620円) 避難勧告地域 日額 1,080円 警戒区域 日額 2,160円
			異常な自然現象により重大 な災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に災 害対策本部が設置された地 方公共団体の地域で行う関 係行政機関等との災害応急 対策に係る連絡調整の作業		日額710円 (夜間 1,065円)
			原子力緊急事態宣言があっ た場合で、緊急事態応急実 施区域等を考慮して人事委 員会で定める区域において 行った人事委員会が定める 作業		日額 40,000円を超えない範囲 内で人事委員会が定める額
外国勤務手当	外国に駐在する職員	国	外国における業務	4,896千円	外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤手当のうち次に掲げる月額の合計額 ① 在勤基本手当(法規定額×0.8) ② 住居手当(法規定額×0.8) ③ 配偶者手当(法規定額×0.8-扶養手当の月額相当額) ④ 子女教育手当
死体処理手当	特定大規模災害に対処する ため死体の取扱いに関する 作業に従事した職員	国	死体の収容等の作業	0千円	日額 1,000円 (人事委員会が定める場合に あっては2,000円)

税務手当	県税事務に従事する職員	交	県税の賦課、徴収に関する業務 ※国は税務職俸給表適用	26,426千円	日額 750円 (夜間 1,125円) 月額 15,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	交	ケースワーク、心理判定、一時保護等の業務に従事したとき ※国は福祉職俸給表適用	11,034千円	日額 600円 月額 20,000円 (一時保護業務等) 月額 13,800円 (相談・調査・指導業務等)
職業訓練指導手当	高等技術専門学校、農業大学の職員	交	職業訓練又は職業指導に関する業務	19,126千円	月額 31,000円
精神保健福祉業務手当	こども・女性・障害者支援センター等に勤務する職員	交	精神保健指定医の診察、その診察の立会、入院措置患者の護送、在宅精神患者の訪問指導	508千円	日額 340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	交	訓練礼式、ポンプ操法、体育、救急実技、火災防ぎょ、水防、救助、危険物実技についての訓練指導の業務に従事したとき	9千円	日額 720円
種雄牛取扱手当	種雄牛を飼育する機関に勤務する職員	他	種雄牛の精液採取等の作業	91千円	日額 230円
医師手当	医師・歯科医師である職員	他	医師・歯科医師に対する手当	9,862千円	月額 30,000円～42,000円 (離島加算により最高 58,800円)
夜間教育訓練手当	教育又は職業訓練を行う機関に勤務する職員	他	専ら夜間課程の授業に従事したとき	0千円	月額 4,000円
公害防止作業手当	著しく困難又は危険な公害防止業務に従事する職員	他	大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの公害関係法令の規定に基づく公害防止業務(ばい煙・排ガスの測定、し尿処理施設の検査等)	18千円	日額 230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除所に勤務する職員	他	植物の検疫、病虫害の発生予察・防除・防除指導に従事したとき	1,546千円	月額 16,100円
と畜検査手当	と畜検査に従事する職員	他	と畜検査の業務	16千円	日額 500円
狂犬病予防作業手当	保健所に勤務する狂犬病予防員(獣医師)である職員	他	狂犬病の予防注射、違反犬の捕獲・処分、不用犬の引き取り・処分、こう傷犬の検診の作業	46千円	日額 350円
在宅勤務手当	3箇月以上にわたって、月平均10日を超えて在宅勤務を行う予定がある職員	他	住居その他これに準じる場所において行う業務	27千円	月額3,000円

□教育職員

手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員 (校長、副校長及び教頭を除く)	国	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務	0千円	日額 8,000円 特に甚大な非常災害 日額 16,000円
		国	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0千円	日額 7,500円
		国	児童又は生徒に対する緊急の補導業務	0千円	日額 7,500円
		国	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	49,990千円	日額 5,100円
		国	対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	42,794千円	日額 5,100円
		国	部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの	333,021千円	日額 2,700円
		国	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、週休日等に行うもの	0千円	日額 900円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	国	多学年学級における授業又は指導に従事したとき	8,357千円	3の学年を1学級 日額 350円 2の学年を1学級 日額 290円
教育業務連絡指導手当	主任等の職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	国	当該担当に係る業務に従事したとき	109,023千円	日額 200円
災害応急作業等手当	学校職員	国	噴火災害による避難勧告地域又は警戒区域に入域し、災害状況の調査等の作業に従事したとき	0千円	避難勧告地域 日額910円 警戒区域 日額1,820円
乗船指導手当	水産高等学校の教育職員	国	練習船に乗船し、航海中において実習指導業務に従事したとき	1,100千円	日額 2,500円
農業散布手当	農業に関する課程を置く県立高等学校の職員	国	農作物等の病虫害防除のため毒物・劇物を含有する農業の散布又は実地指導作業に従事したとき	0千円	日額 290円
夜間部兼務手当	昼間部の授業を本務とする県立学校の教育職員又は夜間学級ではない学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他	夜間部の授業を行ったとき又は夜間学級の授業を行ったとき	450千円	1時間 1,580円
昼間部兼務手当	夜間部の授業を本務とする県立学校の教育職員又は夜間学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他	昼間部の授業を行ったとき又は夜間学級でない学級の授業を行ったとき	396千円	1時間 1,580円
面接指導手当	県立学校の教育職員	他	本務のほかに通信教育の面接指導に従事したとき	1,876千円	1時間 1,580円
夜間定時制勤務手当	県立学校の職員	他	正規の勤務時間内において夜間定時制課程の業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	282千円	日額 130円
夜間学級担当手当	夜間学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他	夜間学級の授業を行ったとき	— (令和7年3月25日改正)	月額 (給料+教調+管調)× 5/100 管理職手当受給者 4/100

□警察職員

手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
刑事作業手当	刑事部鑑識課に関する業務に従事する職員	国	指紋、足こん跡若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	6,330千円	日額 屋内 270円 屋外 520円
	生活安全部、刑事部及び警備部に関する業務に従事する職員	交	私服員が主として従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	66,751千円	日額 550円
	白バイ又はパトカー(高速道路交通警察隊のパトカーに限る)の運転業務に従事する職員	交	白バイ又は高速道路においてパトカーを運転して行う交通取締の作業	3,805千円	日額 480円
	パトカー(高速道路交通警察隊のパトカーを除く)の運転業務に従事する職員	交	交通取締及び警らのためのパトカー運転の作業	20,632千円	日額 380円
特殊作業手当	坑内作業に従事する職員	国	鉱山の坑内でガス爆発、火災、出水、落盤等の災害時に行う著しく危険な実地検証の作業	0千円	日額 1,400円
			鉱山、土石採取場、トンネル坑内で行う実地検証の作業	0千円	日額 350円
	死体処理作業に従事する職員	国	刑事部捜査第一課検視官室の室長、調査官及び課長補佐が行う死体処理作業	8,122千円	1体 3,200円
			損傷の著しい死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	23,613千円	1体 3,200円
			損傷の著しい死体以外の死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	20,171千円	1体 1,600円
	身辺警護等作業に従事する職員	国	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛	6千円	日額 1,150円
			上記以外の皇族の警衛	22千円	日額 640円
			警護対象者の警護	504千円	日額 1,150円
	勤務時間が深夜に及ぶ職員	国	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にかかる勤務	95,475千円	深夜の全部 1回 980円 深夜の一部 1回 650円 2時間未満 1回 410円
	潜水作業に従事する警察官	国	潜水器具を着用して行う死体・凶器等の捜索作業	104千円	潜水深度30 ^{メートル} を超 1時間 1,200円 潜水深度30 ^{メートル} まで 1時間 600円
	操縦士	国	航空機の操縦作業	4,717千円	月額 127,500円
	整備士	国	航空機の整備作業	1,012千円	月額 28,100円(整備士) 月額 17,000円(上記以外)
	航空機搭乗作業に従事する職員(操縦士を除く)	国	航空機に搭乗して行う整備作業又は警察活動	1,217千円	時間 2,200円(整備士) 時間 1,900円(上記以外)
	航空機搭乗作業に従事する職員	国	危険な条件の下での航空機に搭乗して行う作業	55千円	時間 550円(操縦士)
					時間 450円(整備士)
					時間 360円(上記以外の者)
	救難救助等作業に従事する職員	国	重大な災害等において行う災害警備、救難救助等の作業	622千円	警戒区域等 日額 1,680円 上記以外 日額 840円
	遠隔地水上警戒作業に従事する職員	国	遠隔地の離島周辺海域において行う警戒等の作業	0千円	日額 1,100円 特に困難な場合 日額 1,650円

(特殊作業手当)	交通部に関する業務に従事する警察官	交	交通整理又は交通事故処理等の作業	19,696千円	日額 530円
	地域部地域課に関する業務に従事する職員	交	警察署の地域課の警察官及び鉄道警察隊の警察官が行う警ら作業	37,861千円	日額 300円
	爆発物等の処理作業に従事する職員	交	爆発物(容疑物を含む)の処理作業	0千円	作業1件 4,600円
		交	特殊危険物質(サリン等)の発散又は漏えいの状況下で行う救助活動及び捜査活動	0千円	日額 4,600円
		交	特殊危険物質(サリン等)の発散又は漏えいの状況下で現場の直近外周において行う避難誘導等の活動	0千円	日額 2,600円
		交	人事委員会規則で定める特殊危険物質等の処理作業に従事する作業	0千円	日額 2,600円
		交	特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業	0千円	日額 250円
		交	特殊危険物質の解明目的の実験で当該物質の発生のおそれがある作業	0千円	日額 460円
	銃器犯罪捜査作業に従事する職員	交	銃器等又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	0千円	日額 1,640円
		交	上記に付随して行われる固定配置の作業	0千円	日額 1,100円
		交	銃器等を所持する犯人の逮捕の作業	0千円	日額 1,100円
		交	上記に付随して行われる固定配置の作業	0千円	日額 820円
		交	銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	0千円	日額 820円
		交	暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の作業	0千円	日額 820円
	突発事案に対応する職員	交	突発事案に対応するため正規の勤務時間以外に呼出を受けて行う作業	11千円	1回 1,240円 (夜間に3時間以上勤務した場合)
		交			1回 620円 (上記以外の場合)
	警務部留置管理課に関する業務に従事する職員	他	被疑者の看守、押送の作業	5,492千円	日額 220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,068,321 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	358 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,960,827 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	353 千円

（注） 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 （16～22歳までの子がいる場合の加算 1人につき5,000円） ・配偶者・子以外の扶養親族一人につき 6,500円	同じ	—	2,115,677千円	260,391円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額（16,000円）を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ・月額27,000円以下の家賃を負担 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃を負担 （家賃月額－27,000円）×1/2＋11,000円 〔最高28,000円〕 ※単身赴任手当を受給している職員の 留守家族で家賃を負担している者は、 上記により算出した額の1/2の額 〔最高14,000円〕	同じ	—	1,457,680千円	294,719円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員に支給されます。 ・職員の勤務地区や期間等の区分に応じた額を支給 〔最高 416,600円〕	異なる	〔国の制度〕 獣医師への支給なし	73,724千円	1,189,097円
通勤手当	通勤のために交通機関等（列車、バス等）を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具（自動車等）を使用する職員に対して支給されます。 ・交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額150,000円まで全額支給 〔最高150,000円〕 ・交通用具利用者 距離に応じて2,400円～45,000円を支給	同じ	—	1,919,020千円	120,693円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km以上）を満たす職員に支給されます。 ・30,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて8,000円～70,000円	異なる	〔国の制度〕 加算額は距離 距離に応じて 8,000円～ 70,000円 ※使用距離区 が一部異なる	393,795千円	428,038円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額	異なる	※区分が一部異なる	1,150,762千円	650,148円

特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額＋扶養手当)×支給割合 ※支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100～25/100 ※給料月額には調整額及び教職調整額を含む	同じ	—	656,117千円	550,434円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校等に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額＋扶養手当)×支給割合 ※支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100～25/100 ※給料月額には調整額及び教職調整額を含む			835,308千円	645,524円
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程を行う校長、教員及び実習助手に支給されます。 ・(給料月額＋教職調整額)×3/100～5/100 ※管理職手当を受ける者は2/100～4/100			34,959千円	203,250円
産業教育手当	高等学校で農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 ・(給料月額＋教職調整額)×5/100 ※定時制通信教育手当を受ける者は3/100			76,644千円	215,899円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給されます。 ・月額8,000円の範囲で給料の級号給の区分に応じて支給			764,882千円	69,903円
農林漁業普及指導手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に支給されます。 ・給料月額の8/100			61,944千円	333,032円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 ・勤務の態様及び勤務時間等に応じて、勤務1回につき4,400円～21,000円 (5時間未満50/100、半日勤務等150/100)	同じ	—	147,819千円	203,048円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要により、休日において4時間以上若しくは平日深夜に2時間以上勤務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき4,000円から12,000円	同じ	—	7,628千円	847,556円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×深夜勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	308,960千円	147,828円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	578,793千円	411,659円

2-5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,260,000円
	副 知 事	990,000円
報 酬	議 長	990,000円
	副 議 長	880,000円
	議 員	800,000円
期 末 手 当	知 事	〔令和6年度支給割合〕
	副 知 事	3.45 月分
	議 長	〔令和6年度支給割合〕
	副 議 長 議 員	3.45 月分
退 職 手 当	知 事	〔算定方法〕 〔1期の手当額〕 〔支給時期〕 支給しない
	副 知 事	（ 126万円×在職月数×0.52 3,145 万円 任期毎 ） 99万円×在職月数×0.366 1,739万円 任期毎

（注）退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

なお、知事については、コロナ禍で県民の皆様多大な負担とご苦労をお掛けすることに鑑み、現任期に係る退職手当は支給しないこととしています。

2-6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職員 給与費比率
令和6年度	千円 5,104,908	千円 169,171	千円 3,124,820	% 61.2	% 48.1

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費(R5) 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和6年度	人 444	千円 1,317,978	千円 388,047	千円 499,306	千円 2,205,331	千円 4,967	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には、退職給与金は含まれていません。
2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
交通事業	51.0 歳	255,190 円	401,763 円

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				県 内 民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基 本 給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
長崎県 交通事業	52.0 歳	331 人	241,532 円	357,693 円	営業用 バス運転者	56.7 歳	283,000 円	1.26

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	県内民間 (D)	C/D
長崎県 交通事業	4,292,316 円	3,396,500 円	1.26

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです。
(令和3～令和5年の3ヶ年平均)
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）を12で除した額を含みます。
4 年収ベースの「公務員（C）」及び「県内民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値です。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長崎県交通事業		長 崎 県	
1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,033 千円		1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,712 千円	
〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.45) 月分 (0.8555) 月分		〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 20%		〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長崎県交通事業			長 崎 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額		
	1,275 千円	8,946 千円		1,677 千円	18,360 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

支給していません。

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

支給実績(令和6年度決算)	32,959 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	96 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	77.0 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
事業手当	運転士・ガイド	運転士が定期高速バスを運行したとき	1,555 千円	1往復 700円～1,000円
		運転士が車両に関し、緊急にエンジンオイル抜き換え等の作業をしたとき	0 千円	1回につき 400円～3,400円
		ガイドが観光貸切・定期観光にて、案内・誘導・連絡・調整等に従事したとき	544 千円	1日あたり 200円～1,000円
		運転士が貸切バスを運行したとき運行距離に応じて支給	1,762 千円	
中休手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドの実労働時間に算入しない待機拘束時間(中休時間)に対し、時間数に応じて支給	20,358 千円	1時間あたり 70円～80円 (休日 200円)
特別清掃手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドが到着地等で車内清掃・消毒を行ったとき	1,294 千円	清掃:1回につき350円 消毒:1回につき150円
現金輸送手当	全職員	現金輸送車に乗務し、現金輸送に従事したとき	0 千円	1日あたり 50円～150円
年末年始手当	全職員	年末年始期間(12月29日～1月3日)に勤務を命じられた職員に拘束時間に応じた区分により支給	7,446 千円	1日あたり 3,000円～10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	216,114 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	528 千円
支給実績(令和5年度決算)	113,996 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	415 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。
2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 （令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (16～22歳までの子がいる場合の加算 1人につき5,000円) ・配偶者・子以外の扶養親族一人につき 6,500円	同じ	—	50,528千円	224,819円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額(12,000円) を超える家賃等を支払っている職員に支給 されます。 ・月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額－23,000円)×1/2+11,000円 〔最高27,000円〕	異なる	最高額および基 準額が異なる。 (令和1年度と同 様。)	34,502千円	282,417円
通勤手当	通勤のために交通機関等(列車、バス等)を 利用し運賃等を負担している職員又は交通 用具(自動車等)を使用する職員に対して支 給されます。 ・交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額150,000円まで 全額支給 〔最高150,000円〕 ・交通用具利用者 距離に応じて1,000円～38,800円を支給	同じ 異なる	— 〔一般行政職 の制度〕 距離に応じて 2,400円～ 45,000円	38,225千円	96,164円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむ を得ない事情により配偶者と別居し、単身 で生活することを常況とし、距離制限(60km 以上)を満たす職員に支給されます。 ・30,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて8,000円～70,000円	同じ	—	0千円	0円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支給され ます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額支給	異なる	※支給額が 異なる	10,432千円	579,556円
管理職 特別勤 務手当	管理職手当を受給している職員が、休日にお いて、臨時又は緊急の必要により4時間以上 勤務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回 につき4,000円から12,000円	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間)に勤務した職員 に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100× 深夜勤務時間数	異なる	※勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	8,770千円	34,905円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務す ることを命ぜられ、勤務した場合に支給さ れます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100× 休日勤務時間数 ・午後10時から翌日の午前5時までは 160/100を乗じる	異なる	※勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	88,154千円	292,546円